

新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて

2021年9月10日に各協会等に宛てて発出された要請文（事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について）において、「貸出条件緩和債権の判定に当たっては、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の計画期間を延長する、計画を策定するまでの期限を猶予する、計画を新型コロナウイルス感染症以前の実績等に基づき作成するなどの柔軟な取扱いも差し支えない。」とされているが、

- ① 今回このような内容を盛り込んだ趣旨は何か。
- ② 「計画期間を延長」とは、どの程度の延長まで許容されるのか。
- ③ 「計画を策定するまでの期限を猶予」とは、どの程度の猶予まで許容されるのか。また、これは中小企業以外の大・中堅企業も対象となるものか。
- ④ 「計画を新型コロナウイルス感染症以前の実績等に基づき作成」とは、具体的にどのようなものを指すのか。

【①「要請の趣旨」について】

- 新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の拡大以前より、監督指針においては、金融機関が返済猶予等の貸出条件の変更を行ったとしても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画（以下、「実抜計画」という。）を策定した場合（又は中小企業であって且つ最長1年以内に策定する見込みがある場合）には、当該貸出金を貸出条件緩和債権には該当しないものとして取り扱うことができるとしています。
- また、この実抜計画については、同じく監督指針において、
 - ・ 概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間を排除しない）後の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる状態となること、
 - ・ 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること等の一定の要件が示されています。
- 今般発出した要請文は、コロナの影響を直接・間接に受けている事業者の資金繰り支援に万全を期する観点から、これらの要件等について、

- ・ コロナによる影響の全容が見通し難いことや、
- ・ 累次にわたる金融担当大臣談話や要請文の中で、債権の区分に関する金融機関の判断を尊重するとしていること※

等を踏まえ、「柔軟な取扱いも差し支えない」旨を明確化するものです。

※ 金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、コロナの影響を受けている事業者への資金繰り支援の観点から、大臣談話等で累次にわたって要請しているとおり、政府は、金融機関の判断を尊重しており、これには貸出条件緩和債権の判定も含まれます。

- また、企業決算・監査業務が円滑に進むよう、日本公認会計士協会からも、監査人に対して、コロナに関連して発出された文書※を踏まえ、経営者等と適時かつ適切なコミュニケーションを図ることを求めています。

※ 例えば、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 企業会計基準委員会「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」（2020年4月10日公表、2021年2月10日更新）において、会計上の見積りについて、企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、会計上の「誤謬」にあたらないとされていること。
- ・ 日本公認会計士協会「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その4）」（2020年4月22日公表）において、監査人は、金融機関の資産査定基準及び銀行法施行規則等におけるリスク管理債権（特に、貸出条件緩和債権）の判定基準について、大臣談話等を理解した上で、適切に運用されていることを確かめることが必要となることに留意するとされていること。
- ・ 日本公認会計士協会「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その7）」（2021年3月2日公表）において、監査人は、経営者の過度に楽観的な会計上の見積りを許容することは適切ではないが、他方で監査人が過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と判断することは適切ではないとされていること。

【②「計画期間の延長等」について】

- 実抜計画の期間については、もとより監督指針において「債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない」として柔軟な取扱いを可能としているところですが、コロナの影響により、実抜計画通りに進捗を図ることが難しい場合等には、コロナの影響収束の見通しが立つまでの期間等を加味して、合理的と考えられる範囲において、
 - ・ 実抜計画の期間を延長することや、
 - ・ （3年や5年よりも）長期の期間設定とすること、
 - ・ 必要に応じて期間を延長するとの留保を付した期間設定とすること、
 - ・ コロナの影響による足許の経営環境の著しい変化を踏まえ、実抜計画の再策定

を行うこと
等が考えられます。

【③「計画を策定するまでの期限を猶予」について】

- コロナの影響の全容が見通し難い状況の中で、実抜計画の策定を進めることが難しい場合には、計画策定までの期限については、コロナの影響収束の見通しが立つまでの期間等を加味して、合理的と考えられる範囲において、「最長1年以内」に限らず猶予すること等が考えられます。
- また、コロナの影響の全容が見通し難い点については、事業規模の大小に関わらず状況は同じであることや、厳しい経営状況の下では、実抜計画の策定に割くことのできる十分なリソースを確保することが難しいこと等を踏まえ、コロナ以後に条件変更等を行った債務者については、事業規模の大小にかかわらずこのような柔軟な取扱いをすることは差し支えないものと考えます。

【④「計画を新型コロナウイルス感染症以前の実績等に基づき作成」について】

- 実抜計画における売上高等の想定は、当然のことながら、当該事業者の事業価値や事業環境に照らして十分現実的なものである必要があります。
- しかし、コロナの影響の全容が見通し難い状況の中で、そうした現実的な想定をすることが難しい場合には、コロナの影響収束後には経営状況が回復する蓋然性が高いこと等を勘案してコロナ以前の実績や一定の仮定の下で簡易に推計した想定※を用いることで、コロナの影響収束後の見通しが立つまでの間、実抜計画として取り扱うこと等が考えられます。

※ 推計した想定は、事業者の置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、妥当なものとして取り扱って差し支えありません。

（参考）一部の金融機関における「柔軟な取扱い」の事例

以下の通り、一部の金融機関における「柔軟な取扱い」のうち、他の金融機関の参考になると考えられる事例を取りまとめましたので、こちらも参照下さい。

【計画期間・計画策定期限の取扱い】

- 「策定期間」や「計画期間」に一定の猶予期間を設けると共に、「計画策定見込先」

の認定業務フローを簡素化している。

- コロナの影響を踏まえた実抜計画の再策定を行っている。見直した計画は、その時点から計画期間が再スタートするため、実質的に計画期間の延長にもなっている。
- コロナの影響により、当初の策定期限（条件変更日から1年後）までの実抜計画策定は困難であるが、コロナの影響収束後は可能であると判断できる場合、策定期限を更に1年延長している。

【計画における売上高等の予測について】

- コロナの影響下における実抜計画策定において、必要に応じてコロナ以前の実績を考慮しつつ、足許の状況や今後の見通しを踏まえる運用としている。

【その他】

- 東日本大震災時の監督指針の特例に倣って、大企業又は中堅企業であっても、コロナの影響収束後に実抜計画を策定することが可能と判断できる場合、「実抜計画の策定見込みあり」として、貸出条件緩和債権と判定しない。

(以 上)